

下松市監査委員告示第2号

令和5年度定期監査報告に基づき講じた措置について、令和6年5月10日付け下松総第105号で市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和6年5月14日

下松市監査委員 小田 修

下松市監査委員 金藤 哲夫

下松総第105号
令和6年5月10日

下松市監査委員
小田 修 様
金藤 哲夫 様

下松市長 國井 益雄

令和5年度定期監査報告に対する措置について

令和6年2月1日付け下松監第1号で提出のありました令和5年度定期監査の結果報告に関し、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

(別紙)

1 支出科目の誤りについて

ア 修繕料(需用費)と工事請負費

街路灯を水銀灯からLED灯に取り替える工事について、修繕料(需用費)から支出しているが、部品の取替えではなく灯具本体の交換であるので、工事請負費での支出が適切である。

備品の修繕や部品の取替え、家屋等の小修繕は需用費から支出し、大修繕や改築等は工事請負費から支出するものとされており、需用費による修繕は、本体の維持管理、原状復旧を目的とするものである。修繕料か工事請負費かは、資産の形成(資産価値を高めたり、耐用年数を延長する。)か否かで区分すること。

イ 負担金と補助金

魚食普及推進協議会に対して負担金を支出しているが、負担金を活動費に充てており、補助金として支出すべきである。補助金の剰余金は、精算により市へ返金しなければならない。

負担金は、市が任意に各種団体を構成しているとき、その団体の必要経費に充てるため構成各団体が取り決めた費用を支出するもので、市への反対給付がある。(提供される役務などに対する相当の対価がある。)

支出科目は、「負担金補助及び交付金」で同じとなるが、内容を精査し補助金と区分すること。

該当する部署においては、内容及び区分を精査し、適切な支出となるよう改善を図った。また、補助金の支出に当たっては、交付要綱を策定するなど、適切に対応する。

2 運営交付金の廃止について

教育費の学校運営交付金及び公民館運営交付金は、教育総務課が学校へ、生涯学習振興課が公民館へ予算配分するもので、執行基準の見直し等により減額してきた経緯がある。

しかしながら、そもそも一般会計内での予算移動であるし、送金や精算戻入など余計な財務会計事務の負担が生じている。2つの運営交付金を廃止し、原則として学校及び公民館の予算内で対応してもらいたい。

令和6年度予算から学校運営交付金及び公民館運営交付金は廃止した。なお、公民館長の交際費を下松中央公民館管理運営費に新設した。

3 書面会議やオンライン会議による審議会等の委員報酬等の支出について

新型コロナウイルス感染症対策や早急に結論を出す必要がある場合に、書面会議やオンライン会議により審議会・協議会等を開催している。

しかしながら、これらの方法により開催した場合の委員報酬等の支出については、例規に明文の規定がないことから、支払っている場合と支払っていない場合があり各課により異なる対応が見られる。根拠規定又はガイドラインを設けることを検討されたい。

書面開催やオンライン開催等の会議における報酬の支払については、現状では、当該会議が結論を出す会議なのかどうか、議決をする会議なのかどうか等により、各課において個別に判断していたが、法令や他市の例も参考にしながら、根拠規定やガイドラインを設定すること等により全庁的に統一した運用ができるよう整備する。

4 特別職非常勤職員の費用弁償について

審議会委員等が会議等に自家用車で出席した場合の通勤手当相当額については、旅費条例の車賃に準じて費用弁償を支給する運用としているが、通勤距離等の基準がないため各課により支給の有無や支給基準が異なるなど対応に相違が見られた。

については各課によって対応に相違がなきよう基準等の整備を検討されたい。

特別職非常勤職員の費用弁償については、現状では、当該職員が市内や近隣市からの出席なのかどうか等により、各課において個別に判断していたが、法令や他市の例も参考にしながら、基準を明確にして全庁的に統一した運用ができるよう整備する。